

# 2009年度 夏期合同研究

7月15日、弁護士会館で、2009年度東京弁護士会夏期合同研究が開催された。午前中に13の分科会、午後からは2つのテーマで全体討議を行った。参加者は分科会が388人、全体討議の第1部が176人、第2部が188人であった。全体討議終了後に懇親会を開催し、多数の参加者が集まり、なごやかに行われた。



## 分科会

- ① 具体例で学ぶ中小企業事業承継 第2弾
- ② ドキュメント・労働事件の処理  
～ベテランに挑む、労働紛争への対応～
- ③ 司法修習のための事前研修の必要性和課題
- ④ 我が国における難民救済の現状と改善のための施策  
～北朝鮮・ミャンマーからの難民問題を中心に～
- ⑤ オアシスの全て～成年後見のA to Z～
- ⑥ 刑務所からの出所者の社会復帰をめぐる課題について
- ⑦ 裁判員制度から見た死刑
- ⑧ 市民から見た弁護士イメージを考える
- ⑨ ソマリア自衛隊派遣の現状と問題点

- ⑩ 子どもの権利条約の実務における活用法  
～条約採択20周年を迎えて～
- ⑪ 食の安全とは何か～検証・食品安全基本法～
- ⑫ 東京地方・家庭裁判所立川支部の本庁化
- ⑬ 被害者参加制度の実務

## 全体討議

- 第1部 裁判員を味方につける！  
～裁判員裁判における情状弁護活動～
- 第2部 民法（債権法）改正の動向をめぐる徹底討論  
～動き出した民法（債権法）改正の問題点を  
実務の視点から徹底解析～

## 第1分科会

### 具体例で学ぶ中小企業事業承継 第2弾

弁護士業務改革委員会委員 中根 敏勝 (60期)



昨年度の夏期合同研究で大好評だった「具体例で学ぶ中小企業事業承継」の第2弾として、弁護士会館2階クレオを会場にして、パネルディスカッションが行われた。

今年度は、従業員が事業承継した事例、取引先が事業承継した事例の2つの具体例を取り上げて、事業承継の方法を討論した。パネリストには、当委員らに加え、他士業専門家として坂部達夫税理士、伊藤恒人中小企業診断士を招いた。

1件は、従業員に事業承継させる際に、承継前の会社の

抱えていた問題の処理方法など、もう1件は取引先への承継を図るべく、法的整理手続きを行いつつ、経営資源の引継を実現する方法など、多岐にわたる論点について意見が交わされた。

会場からも、時間ぎりぎりまで質問が寄せられ、事業承継分野に関して、弁護士の関与必要性が高いことが改めて明らかとなった。

最後に、安藤良一委員長から、当分野に関する弁護士業務拡大の展望が示されて、実りのある研究会となった。

## 第2分科会

### ドキュメント・労働事件の処理 ～ベテランに挑む、労働紛争への対応～

労働法制特別委員会委員 遠藤 治 (60期)



今年度は、具体的な労働事件の事例をもとに、依頼者から相談を受けた労働者側と、会社担当者から相談を受けた使用者側とに分かれて、それぞれ実務的な対応を検討していくというものであった。

そして、今回検討した事例は、労働相談で最も多い解雇と、最近著名な裁判例が出されたことで注目を集めている時間外手当が問題となる事案を題材に、労働事件への実務的な対応を検討するというものであった。

近時は、個別的労働事件が増加傾向にあり、これまでに以上に労働事件に接する機会の増加が見込まれる。このような状況において、ベテランから若手まで、労働事件に対する実務的なスキルアップを目指した内容であり、当日は今春3月まで東京地裁労働部裁判官であった村越啓悦弁護士(静岡県弁)をアドバイザーに、また、多くの参加者のもと実りある模擬審判となった。今回の研究内容を今後の労働事件処理の1つの参考にしていただければ幸いである。

## 第3分科会

### 司法修習のための事前研修の必要性と課題

法曹養成センター委員長代行 高岡 信男 (40期)



会議室いっぱいの参加者を得て活発に意見交換をした。司法修習関係者、弁護士研修センター関係者に出席をお願いし、現場からの意見も伺った。法科大学院を卒業して新司法試験に合格した方々は、新61期から導入修習なくしていきなり実務修習が始まる。その背景には法科大学院教育において実務との架橋教育として過去の前期修習類似の教育が実施されるとの想定がある。しかし、法科大学院側では必ずしもそのような教育を実施していない。法科大学院

ごとのバラつきもある。そこで、実務修習開始前に事前研修を実施し、合格者の方々が円滑に実務修習を始め、かつ、充実した修習を経験することができるようにすべきではないかという問題意識で合同研究を行った。参加者から「有用性と必要性」を検討し、必要性は認められないという意見が出された。他方で事前研修を実施した単位会があり、それを受講した合格者から評価されている。今後も検討を深めたいと考えている。

## 第4分科会

### 我が国における難民救済の現状と改善のための施策 ～北朝鮮・ミャンマーからの難民問題を中心にして～

人権擁護委員会委員 須田 洋平 (59期)



第4分科会では、まず、直近の東弁人権賞を受賞した北朝鮮難民救済基金の加藤博理事長から、脱北者の実情について、脱北者がタイやラオスを経由して韓国、アメリカ、日本といった最終目的地に向かう例が増えていること、日本での脱北者受け入れに制限があり、日本定住を希望する者を受け入れ切れていないことなどの報告があった。次いで、大川秀史会員から、難民条約にいう難民の定義の確認とミャンマーからの避難民及び脱北者の難民該当性に関する問題提起がなされた。そして、神奈川大学の阿部浩己教

授からは、在外公館における庇護申請について、様々な国際人権条約から生じる義務に照らせば、従来一般国際法として認められていなかった在外公館での保護が法的義務として認められる可能性があるのではないかという指摘がなされた。

その後、参加者から、脱北者の難民認定や国際人権条約に関する質問がなされ、2時間という短い時間ながら非常に密度の濃い分科会となった。

## 第5分科会

### オアシスの全て ～成年後見のA to Z～

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 福嶋 正洋 (60期)



高齢化社会に伴い、今後、成年後見人（特に専門職後見人）の役割はますます重要性を増すこととなるが、これに備え、第5分科会では「オアシスの全て～成年後見のA to Z～」と題し、成年後見業務の内容をさまざまな視点から紹介した。

まず、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会の松石献治委員から、豊富な経験に基づく成年後見人としての基本的な心構え、やりがい、専門職後見人に限らない成年後見制度そのものの普及の必要性と問題点等をご教示いた

いた。

続いて、同委員会の笠原健司副委員長より、具体的事例を用いた後見業務の実際と困難事例に対峙した際の対応をご紹介いただいた。

同委員会の野村完副委員長からは、オアシス（高齢者・障害者総合支援センター）が行っている事業の紹介と後見業務における落とし穴をご説明いただいた。

最後に活発な質疑応答が行われ、後見業務に対する関心の高さがうかがわれた。

## 第6分科会

### 刑務所からの出所者の社会復帰をめぐる課題について

刑事拘禁制度改革実現本部委員 寺崎 裕史 (61期)



第6分科会は、刑事拘禁制度改革実現本部が、表題のテーマの下、非行・犯罪臨床の理論と技法を研究している生島浩福島大学教授と、富山少年鑑別所長、大阪拘置所分類部長、法務省矯正局少年矯正課企画官、府中刑務所分類審議室長を歴任した川邊讓駿河台大学教授を招き、当会会員16名参加の上、行われた。

まず、生島教授から、再犯者問題の現状、更生保護法施行後の状況、更生保護が抱える課題等の報告があり、その後、川邊教授から、認知行動療法に関する補足がなされた。

次に、社会復帰過程における仮釈放の意義、仮釈放と被害者の関係、社会復帰過程における弁護士の役割、暴力団員の仮釈放、更生保護施設の現状等について、質疑応答がなされた。

最後に、社会支援体制が危機にさらされている（生島教授）、病気の者や高齢者が保護を受けられる制度が必要である（川邊教授）との指摘があった。

研究者と活発な意見交換ができ、極めて有意義な分科会であった。

## 第7分科会

### 裁判員制度から見た死刑

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35期)



今回は、死刑を題材にした『絞首刑』を本年7月に出版したフリージャーナリストの青木理氏、『サマヨイザクラ』等のヒット作を持つ漫画家郷田マモラ氏、死刑の量刑について多数の論文のある関西大学准教授永田憲史氏の3名がパネリスト兼講師として参加した。最初に「裁判員制度から見た死刑」について意見を述べてもらった。

- 青木氏：取材を通じ裁判員は死刑判決に参加することに耐えられないのではないかと強い懸念を抱く。
- 郷田氏：日本人は感情に流され易く、強い主張に従う傾

向があり議論に向かないこと等から、裁判員制度下では偶然的要素により、死刑選択の結果にはらつきがでるのではないかと。

- 永田氏：光市事件最高裁破棄差戻判決は従来の量刑基準を変更したものではないとしつつ、差戻控訴審は被告人の反省という主観的事情を過度に重視することになったがその影響は限定的である。弁護人の主張方法が重要になる。

その後、活発な意見交換が行われた。

## 第8分科会

## 市民から見た弁護士イメージを考える

司法改革総合センター事務局長 山田 正記 (39期)



司法改革総合センターと広報委員会との共催で、本年1月に(財)日弁連法務研究財団が全国2000名に対してインターネットを用いて実施した「弁護士イメージ調査」の結果をふまえて、弁護士会の広報活動のあり方についてパネルディスカッションを行った。

最初に「弁護士イメージ調査」の実施責任者の太田勝造東京大学教授から、一般の弁護士イメージは、「弁護士に頼むとどのくらいお金がかかるかわからないので不安だ」「弁護士は大企業・金持ちの味方だ」「弁護士は偉そうにしてい

る」等あまり良くないことが報告された。

次いで、菊地裕太郎司法改革総合センター委員長代行をコーディネーターとして、パネルディスカッションに入った。若い弁護士が希望をもって業務に取り組むことができるよう、弁護士の古いイメージを払拭し、市民に共感をもってもらえるイメージを確立するためにも、弁護士会は、積極的に広報活動に人材と予算を投入すべきである等の意見が出された。今回の議論が弁護士のイメージ一新の出発点になることを期待している。

## 第9分科会

## ソマリア自衛隊派遣の現状と問題点

憲法問題対策センター副委員長 山本 真一 (23期)



2009年3月14日、2隻の護衛艦がソマリア沖へ向けて出発した。アフガン沖への自衛艦の出動に引き続き自衛隊の海外派兵である。これらの船は4月上旬から付近を航行する日本関係の船舶に対する護衛を実施していると報道されている。一方、国会では海賊対処法案が6月19日に成立し、30日後の7月24日から施行された。同法7条では「防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、自衛隊の部隊に海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができる。」とある。そして日本政

府は7月24日朝、海上自衛隊に対して上記の条項に基づいて海賊対処行動を発令した。こうして日本は活動の根拠を海賊対処法に切り替えた。これにより外国船舶も護衛の対象となり、さらに武器使用基準が緩和されて民間船に接近する海賊船に対する射撃も可能になるなどの行動の範囲が広がっていくことになる。日本国憲法に真正面から違反する、海外での武力行使が恒常的に続くことになる。自衛隊の海外派兵という違憲状態が恒常化しつつある。これ以上、憲法9条の空洞化を許してはならないと思う。

## 第10分科会

子どもの権利条約の実務における活用法  
～条約採択20周年を迎えて～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 馬淵 泰至 (55期)



第10分科会では、子どもの権利条約採択20周年を記念して、同条約の運用、実務における活用法についての報告がなされた。

まず、坪井節子会員から、同条約全般についての説明があった。同条約が採択されるまで、子どもは保護の対象に過ぎなかったが、同条約の採択により、子どもに市民的権利・自由が保障されるようになったこと、権利基盤型アプローチ(施策、制度を考えるとときに権利をベースに考えるアプローチ)の重要性について熱く説かれた。

その後、高井重憲会員、角南和子会員、佐野みゆき会員、池田清貴会員より、少年司法分野、学校分野、福祉分野において、同条約が軽視されている現状についての報告があり、実務での活用方法についての説明があった。

数名のベテラン会員は同条約集を常に鞆に入れていたとのことで大変驚かされた。日頃から同条約を意識することの重要性を学ぶことができ、有意義な分科会であった。

## 第11分科会

### 食の安全とは何か ～検証・食品安全基本法～

消費者問題特別委員会副委員長 永井 妥衣子 (59期)



近年、食の安全の問題が注目され、食品安全基本法の意味が改めて問題となっている。そこで、当委員会では、「食の安全とは何か～検証・食品安全基本法～」と題する分科会を行った。

会員から①各国の世界の食品安全制度との比較、②消費者基本法との対比から食品安全法をどうすべきか、③クローン牛に関する報告書に見る食品安全委員会の評価の具体例について報告がなされた後、参加者によるディスカッ

ションが行われた。ここでは、①食品安全基本法・食品安全委員会の組織の問題点、②食品安全委員会のリスク評価のあり方、③食品安全基本法の改正の必要性、④消費者庁発足後の食品安全のあり方、⑤消費者基本計画における食の安全の点検の必要性、⑥研究者の独立の重要性・市民の関与の必要性等が活発に議論された。

本分科会で指摘された問題点を踏まえて、今後も食品の安全について検討を行っていくことが確認された。

## 第12分科会

### 東京地方・家庭裁判所立川支部の本庁化

東弁多摩支部地域司法計画策定委員会委員長 成瀬 聡 (26期)



山本英司多摩支部長が挨拶。そして本年4月に八王子から立川へ移転した「東京地方・家庭裁判所立川支部」とその周辺の状況をパワーポイントを用いて説明した。

その後、次の4つのテーマによる基調報告が行われた。

- (1) 多摩地域の司法の現状と問題点
- (2) 立川支部本庁化の必要性について。多摩支部における本庁化運動の経緯と到達点
- (3) 裁判官からみた支部本庁化
- (4) これからの本庁化運動の進め方

意見交換で出されたいくつかの意見を紹介する。

裁判所が市民のニーズに正確に応えるためにも人事権や予算権を持った本庁化が絶対必要である。裁判所が本庁化すれば、弁護士会も本会化するのであり会員の中で本会化に向けた議論と力をつける必要がある。例えば多摩から副会長を必ず出すとか、網紀委員会の経験を積むなど。この課題は、東京三会、日弁連も取り組むべき課題である。

最後に参加者による決議を採択した。

## 第13分科会

### 被害者参加制度の実務

犯罪被害者支援委員会副委員長 矢野 直子 (57期)



第13分科会では、昨年12月からスタートした被害者参加制度について実務的な側面から研究を行った。

実際に被害者参加弁護士として上記制度をご経験された4名の会員から、裁判の各手続においてどのような活動をしたか、裁判所及び検察官の対応はどのようなものだったか、苦勞した点、問題点及び改善すべき点などを詳しく発表して頂いた。なお、事件の罪名は自動車運転過失致死罪2件、傷害・銃刀法違反及び強制わいせつ罪であった。い

ずれの会員も、検察官との十分な事前打合わせが極めて重要であること、及び、被害者参加を実効的なものにするために、被害者参加弁護士の役割は大きいことを述べられていたのが印象的であった。

今回の研究発表は、実際に被害者参加弁護士として活動するにあたり、即参考になる内容で大変意義あるものであった。

## 全体討議 第1部

## 裁判員を味方につける！

～裁判員裁判における情状弁護活動～

刑事弁護委員会委員長 児玉 晃一 (46期)

今年の夏期合同研究全体討議の第1部は、実演を中心とする前半と、パネルディスカッションによる後半との2部構成で行われた。総司会は、和田恵会員（刑事弁護委員会委員）。

前半は、冒頭陳述と最終弁論の実演と、それらを踏まえた解説。まず、布川佳正会員（刑事弁護委員会副委員長）が、冒頭陳述の実演を行った。書類を見ず、口頭で裁判員に対して語りかけるスタイルだ。

その冒頭陳述について、木下信行会員（刑事弁護委員会副委員長）が解説を行った。

その後、高橋俊彦会員（刑事弁護委員会副委員長）が捜査弁護の解説を行った。最終弁論でどのような話をし、裁判員を説得するのを見据えた弁護活動が、捜査段階から行われる必要があることが強調された。

また、坂根真也会員（刑事弁護委員会事務局長）からは、公判前整理手続と公判活動についての解説があった。自白事件であっても、類型証拠開示請求を積極的に行うべきことが強調された。従来、当然のように有利な情状とされていた「若年」「前科なし」などが、どうして刑を軽くする要素となるのかを説明する必要があること、書類に頼らない説得を法廷で行う必要があることなどの説明があった。

その後、村中貴之会員（子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長）が、少年事件を題材として最終弁論の実演を行った。パワーポイントによるスライドを利用しながら、目で見て、耳で聞いてわかる弁論を実践し、最後に再び木下信行会員による実演に対する解説がされた。

後半は、パネルディスカッション。吉田秀康会員（裁判員制度センター副委員長）、武藤暁会員（子どもの人権と



少年法に関する特別委員会事務局長）、児玉晃一会員（刑事弁護委員会委員長）がパネリストとして登壇した。コーディネーターは、高橋俊彦会員が務めた。

吉田会員からは、公判前整理において証拠開示請求を積極的に行うべきこと、不開示となった場合には臆さず裁定請求を行うべきことなど述べられた。

武藤会員からは、少年の裁判員裁判特有の問題点が指摘された。家裁の段階で証拠は全て謄写しておくべきこと、社会記録の取調べ方法、少年の着席位置、呼び方など、成人事件とは全く異なる配慮が必要であることなどが説明された。

児玉会員からは、弁論をする際には、従来どおりの「寛大な判決をお願いします」では通用しないので、具体的な年数をあげるべきこと、公判前整理でも「懲役15年が妥当か、それとも10年か」という具体的な争点設定をすべきこと、その主張の説得材料として判決原文にアクセスできる弁護士会独自の量刑データベースを構築する必要があることなどが指摘された。

最後に、富田秀実会員（裁判員制度センター委員長代行）による総括がされ、第1部は幕を閉じた。

## 全体討議 第2部

## 民法(債権法)改正の動向をめぐる徹底討論

～動き出した民法(債権法)改正の問題点を実務の視点から徹底解析～

法制委員会副委員長 米山 健也 (44期)

## 1 はじめに

さる7月15日に開催された夏期合同研究全体討議第2部において、「民法(債権法)改正の動向をめぐる徹底討論～動き出した民法(債権法)改正の問題点を実務の視点から徹底解析～」とのタイトルでの全体討議が行われた。

この全体討議においては、冒頭、高中正彦法制委員会委員長から全体討議開催の趣旨説明がなされ、その後、法制委員会内に設けられた5つの検討WGからの報告が行われた。

## 2 各検討WGの報告者及び担当領域

法制委員会の検討WGは、民法(債権法)改正検討委員会(以下「検討委員会」という。)内に設けられた5つの準備会に対応して設けられたものである。

各検討WGの報告者及びWGの担当領域は次のとおりである。

- ①第1検討WG 鹿島秀樹会員(法制委員会副委員長)  
(担当領域:債権の目的,債務不履行の責任等,契約の効力,契約の解除その他)
- ②第2検討WG 岩田修一会員(法制委員会委員)  
(担当領域:法律行為(条件及び期限を除く。),契約の成立,贈与,売買,交換その他)
- ③第3検討WG 角田伸一会員(法制委員会副委員長)  
(担当領域:債権者代位権,詐害行為取消権,多数当事者の債権及び債務,債権の譲渡その他)
- ④第4検討WG 児玉隆晴会員(法制委員会委員)  
(担当領域:消費貸借,使用貸借,賃貸借,雇用,請負,委任,寄託,組合,終身定期金,和解その他)
- ⑤第5検討WG 米山健也会員(法制委員会副委員長)  
(担当領域:条件及び期限,期間の計算,時効(消滅時効),債権の消滅その他)

各検討WGからの報告内容は、当日配付された資料を参照していただくこととし(なお、この資料は、部数に限りはあるが、東京弁護士会司法調査課において、会員向けに配



付している)、ここでは、当日の会員からの質問及び意見を紹介することとする。

## 3 質問及び意見

- ①改正のスケジュールと、これに対する弁護士会の対応。
- ②民法は、従前、「私法の一般法」と位置づけられていた。仮に、改正がなされた場合、民法は、どのような位置づけの法律となるのか。
- ③改正の真の目的及び立法事実は何なのか。判例法理及び特別法を民法に取り込むことによって可視性を高めるといふことなのか、または、国際的な流れとの整合性を保つことなのか。
- ④内田貴検討委員会事務局長等は、今回の民法改正の目的につき、日本民法をグローバルスタンダード化し、世界に発信することにあるとしているが、本当に世界の覇権を握ることのできる改正となるのか。
- ⑤約款規制に関し、事業者間で個別交渉がなされた場合であっても、零細事業者と大規模事業者間では交渉力等について圧倒的な格差があり、零細事業者は、大規模事業者の約款を受け入れざるをえないという問題がある。

## 4 終わりに

民法(債権法)改正の議論は、まだ緒についたばかりである。今回の夏期合同研究における全体討議が、弁護士会における議論の活性化につながることを願っている。